

〔令和元年7月2日〕  
兵警生安企一般甲第21号

本県では、平成14年に刑法犯認知件数が約16万4,000件を記録し、県民が強い不安感を抱くなど、治安情勢が危険水域に達したことから、地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。）が制定され、官民が一体となり地域住民、事業者等が主体となった防犯活動の活性化を始めとした諸対策を推進してきた結果、刑法犯認知件数は16年連続で減少し、戦後最少を更新した。

一方、近年は、特殊詐欺等の刑法犯認知件数だけでは計れない治安事象が生じており、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況にある。

このような情勢の中、犯罪を防止するためには、警察が主体となった取組と地域住民、自治体等の関係機関・団体等が主体となった取組を有機的に組み合わせしていく必要があることから、各所属長は、下記事項に留意の上、その実情等に応じて、関係機関・団体等と協働した取組を推進されたい。

## 記

### 1 的確な犯罪情勢分析の実施

地域の犯罪情勢を的確に分析し、犯罪発生の背景にある課題を明らかにした上で、その課題に応じた取組を推進すること。

### 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

犯罪の起きにくい社会の実現に向けた強固な基盤を作るため、自治体を始めとする関係機関、地区防犯協会、自治会等の地縁団体、地域住民、事業者等との幅広い信頼関係の構築、多様な防犯ネットワークの形成、整備及び活性化等を図り、自主防犯活動の促進、きめ細やかな防犯対策及び犯罪防止に配慮した環境設計活動（以下「安全安心まちづくり」という。）の推進等の中長期的視野を持った広範な施策を持続的に講じていくこと。

### 3 自主防犯活動の促進

自主防犯活動をより効果的に促進するため、地域における自主防犯活動の実態を把握した上で、次に掲げる取組を重点的に推進するものとする。

なお、取組の推進に当たっては、地域住民及び事業者に自らがその地域の安全を守るといった意識が浸透し、自主防犯活動に対する理解が深まるよう創意工夫すること。

#### (1) 持続可能な自主防犯活動に向けた支援

社会の連帯感の希薄化、各地域の自主防犯活動を担ってきた高齢者層の更なる高齢化及び当該活動の次世代への承継が困難な状況を踏まえ、地域住民、関係機関・団体等が行う自主防犯活動が持続可能なものとなるよう、それぞれの活動主体が抱える個々の課題の解決に向けた支援及び自主防犯活動に資する環境づくりに対する支援を行うこと。

特に、財政的な支援については自治体と緊密に連携し関連予算の確保について働き掛け、自主防犯活動に参加する人材の確保については事業者等に対して社会貢献の一環として自主防犯活動への参加を働き掛けるほか、地域住民に対して日常生活を通じた負担の少ない活動を働き掛けるなど、多様な対象に対する多様な働き掛けに努めること。

#### (2) 地域住民等に対する防犯情報の提供

地域住民等に対し、犯罪の発生状況及び防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な防犯情報を適時適切に提供するとともに、提供する情報の内容及び受け手となる地域住民等の特性等を考慮した適切な広報媒体を用いるなどして、確実に地域住民等に必要情報が届くよう努めること。

(3) 事業者等への防犯対策に関する助言及び指導

銀行、コンビニエンスストア、商業施設等の犯罪被害の対象となりやすい事業所及び学校等の公共施設の管理者等に対し、犯罪発生状況の提供、防犯訓練の実施、センサー、ICタグ等の防犯機器の普及等に努めるなど、事業所等の防犯対策について助言及び指導を行うこと。

また、自動車、自動販売機等の犯罪被害の対象となりやすい製品の製造を行う事業者団体等と犯罪の手口、実態等の情報を共有し、防犯性能の高い製品の開発を図るよう働きかけるとともに、その製品の利用者に対しては、防犯性能の高い製品又は部品の使用等について広報啓発を行うこと。

(4) 子供、女性及び高齢者を守るための施策

子供の生命又は身体を害する犯罪、女性に対する性的な犯罪及び高齢者を対象とした犯罪は、被害者等の心身又は財産に多大な被害を与えるほか、県民の体感治安に著しく悪影響を及ぼすことから、この種の犯罪の未然防止を図るために、関係機関・団体等と当該地域の犯罪発生状況に関する情報及び犯罪発生背景にある課題を共有し、課題の解決に向けた対策を講ずること。

4 安全安心まちづくりの推進

犯罪の防止を図るには、地域の構造そのもの、建物、施設、設備等について、物理的に犯罪に強い環境を作るといった安全安心まちづくりが不可欠であるが、そのためには、各種社会インフラの整備、管理者等による建物、施設、設備等の構造変更が必要であることから、条例第13条に基づき策定された各指針に基づき、地域社会全体の取組として推進すること。

5 推進上の留意事項

(1) 自治体との協働

安全安心まちづくりの推進については、条例等において、自治体の行政事務とされていることを踏まえ、自治体に対して主体的かつ継続的に犯罪防止に向けた取組を行うよう働きかけるとともに、地域の犯罪情勢の防犯上の課題等を踏まえた所要の情報提供、支援等を行うよう努めること。

(2) 関係部門との連携

犯罪の防止に向けた取組を推進するに当たり、働き掛ける対象が他部門が行う広報啓発活動等の対象と重複するものは当該部門と共同して取組を推進し、新たな対策を必要とする犯罪手口についてはその実態について捜査部門と情報共有するなど、関係部門と連携した取組に留意すること。

(3) 積極的な表彰・賞揚

犯罪の防止に有効な取組を推進した場合は、積極的に賞揚措置を図るものとする。

6 その他

本通達の実施に関し必要な細部事項については、関係部長が別途示達する。

